

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月4日（金）第3168号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止

(介護福祉課取扱い) 1

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止

(介護福祉課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			停止内容	停止期間	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			
デイサービスセンター ゑびすさん	鹿屋市旭原町2611番地6	株式会社ケ アファイン	鹿屋市旭原町2611番地6	吉田茂樹	新規利用者の受入れ停止及び居宅介護サービス費の請求上限7割	平成27年12月1日から平成28年3月31日まで	通所介護

鹿児島県告示第1032号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			停止内容	停止期間	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			
デイサービスセンター ゑびすさん	鹿屋市旭原町2611番地6	株式会社ケ アファイン	鹿屋市旭原町2611番地6	吉田茂樹	新規利用者の受入れ停止及び介護予防サービス費の請	平成27年12月1日から平成28年3月31日まで	介護予防通所介護

					求 上 限 7 割		
--	--	--	--	--	--------------	--	--